第六条　旧専門学校入学者検定規程による試験検定、旧実業学校卒業程度検定規程による検定又は旧高等試験令第七条の規定により文部大臣が中学校卒業程度において行う試験において次の表の上欄に掲げる教科及び科目又は科目について合格点を得た者（これらの試験検定、検定又は試験に合格した者を除く。）に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

［略］	［略］
国民科歴史又は歴史	歴史
［略］	［略］

第七条　旧検定において次の表の上欄に掲げる科目について合格点を得た者（当該旧検定に合格した者を除く。）に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

［略］	［略］
世界史、世界史A、世界史B、日本史、日本史A又は日本史B	歴史
人文地理、地理A、地理B又は地理	地理
一般社会、時事問題、社会若しくは現代社会のいずれか一科目又は倫理・社会若しくは倫理及び政治・経済の二科目	公共
［略］	［略］

別表（第四条及び第五条関係）

第一欄		第二欄
試験科目の属する教科	試験科目	高等学校の科目
国語	国語	現代の国語及び言語文化
地理歴史	地理	地理総合
	歴史	歴史総合

第六条　旧専門学校入学者検定規程による試験検定、旧実業学校卒業程度検定規程による検定又は旧高等試験令第七条の規定により文部大臣が中学校卒業程度において行う試験において次の表の上欄に掲げる教科及び科目又は科目について合格点を得た者（これらの試験検定、検定又は試験に合格した者を除く。）に対しては、その願い出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

［同上］	［同上］
国民科歴史又は歴史	日本史B
［同上］	［同上］

第七条　旧検定において次の表の上欄に掲げる科目について合格点を得た者（当該旧検定に合格した者を除く。）に対しては、その願い出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

［同上］	［同上］
世界史A	世界史A
世界史又は世界史B	世界史B
日本史A	日本史A
日本史又は日本史B	日本史B
地理A（平成八年四月一日以後に行われた旧検定に係るものに限る。）	地理A
人文地理、地理A（前項に掲げるものを除く。）、地理B又は地理	地理B
一般社会、時事問題、社会又は現代社会	現代社会
倫理・社会又は倫理	倫理
政治・経済	政治・経済
［同上］	［同上］

別表（第四条及び第五条関係）

第一欄			第二欄
試験科目の属する教科	試験科目		高等学校の科目
国語	国語		国語総合
地理歴史	世界史A	これらの科目のうちから受験者の選択する一科目	世界史A
	世界史B		世界史B
	日本史A	これらの科目のうちから受験者の選択する一科目	日本史A
	日本史B		日本史B
	地理A		地理A
	地理B		地理B